

【母子家庭等自立支援室関係】

【改正なし】

雇児発 0529 第 14 号

平成 26 年 5 月 29 日

【一部改正】 雇児発 0930 第 16 号

平成 26 年 9 月 30 日

【一部改正】 雇児発 0521 第 9 号

平成 27 年 5 月 21 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

子育て短期支援事業の実施について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 3 項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

子育て短期支援事業実要施綱

1 事業の目的

この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。

3 事業の種類及び内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

ウ 利用の期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

イ 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

4 実施施設等

(1) この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

(2) 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。

(3) 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

(4) 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

- (5) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

5 留意事項

- (1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。
- (2) 市町村は、あらかじめ利用を希望する者を登録するとともに、実施施設の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。
- (3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。
ただし、特に緊急を要する場合にあつては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。
なお、ひとり親家庭からの利用の申請があつた場合には、ひとり親家庭を利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。
- (4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。
- (5) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>都道府県知事 各指定都市市長 中核市市長</p> <p>全文改正 雇児発0930第3号 平成26年9月30日</p> <p>一部改正 雇児発0410第8号 平成27年4月10日</p> <p>一部改正 雇児発1209第1号 平成27年12月9日</p> <p>一部改正 雇児発0331第20号 平成28年3月31日</p> <p>一部改正 雇児発0331第20号 平成29年3月29日</p> <p>一部改正 子発※※第※※号 平成※※年※※月※※日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、今般の次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたいと通知する。</p> <p>また、母子家庭自立支援給付金の支給等に当たっては、本通知に</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 中核市市長</p> <p>全文改正 雇児発0930第3号 平成26年9月30日</p> <p>一部改正 雇児発0410第8号 平成27年4月10日</p> <p>一部改正 雇児発1209第1号 平成27年12月9日</p> <p>一部改正 雇児発0331第20号 平成28年3月31日</p> <p>一部改正 雇児発0331第20号 平成29年3月29日</p> <p>一部改正 子発※※第※※号 平成※※年※※月※※日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について</p> <p>母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、今般の次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたいと通知する。</p> <p>また、母子家庭自立支援給付金の支給等に当たっては、本通知に</p>

改正後	現行
<p>よるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p>本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児発0516第7号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>第1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添1） 2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（別添2）</p>	<p>よるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。</p> <p>本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児発0516第7号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。</p> <p>第1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添1） 2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（別添2）</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 定義 (略)</p> <p>3 実施主体 (略)</p> <p>4 対象者 (略)</p> <p>5 対象講座 本事業の対象講座は、次の講座とする。 (1) 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座</p>	<p style="text-align: center;">(別添1)</p> <p style="text-align: center;">自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 定義 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金という。</p> <p>3 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>4 対象者 本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、二十歳に満たないものをいう。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。 (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。</p> <p>5 対象講座 本事業の対象講座は、次の講座とする。 (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座</p>

改正後	現 行
<p>(2) 略</p> <p>6 支給額等 (略)</p> <p>7 事前相談の実施 (略)</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1)～(8) (略)</p>	<p>(2) その他、上記に準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座</p> <p>6 支給額等 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 受講開始日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができず、受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） (2) 受講開始日現在において6(1)以外の受給資格者 前号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額 なお、平成29年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。</p> <p>7 事前相談の実施 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られる場合のみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。 また、当該ひとり親家庭の親が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金付金の技能習得資金等を紹介すること。</p> <p>8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1) 受給要件の審査、対象講座の指定 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前にかからじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。 (2) 指定申請時の審査 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、</p>

改正後	現 行
	<p>対象講座の指定の可否の決定をすること。</p> <p>(3) 教育訓練の講座の指定通知 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならぬ。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知すること。</p> <p>(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならぬ。 ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し(当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合)又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)</p> <p>(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限 訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならぬ。</p> <p>(6) 受給要件の審査方法 受給要件の審査にあつては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。</p> <p>(7) 受給要件の審査に係る留意事項 ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあつては、過去の受給の有無について確認すること。 イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて 過去に雇用保険制度の一般教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度におけ</p>

改正後	現 行
<p>(9) <u>訓練給付金</u>について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者など、特に支援が必要と認められる者については、母子家庭等就業・自立支援事業における就業支援事業や母子・父子自立支援プログラム策定事業等により、<u>受給対象者への継続的な自立に向けた就業支援に取り組むこととする。</u></p> <p>9 訓練給付金の支給等 (脚略)</p>	<p>受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくことと認められる場合は、支給することとして差し支えない。</p> <p>ウ 雇用保険の一般教育訓練給付金の受給資格の確認について 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合には、住居所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練）」によって確認すること。</p> <p>(8) 対象講座について 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。 また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確かな支援を行うものとする。</p> <p>9 訓練給付金の支給等 (1) 支給申請 ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、都道府県の長に対して、別紙参考様式3「自立支援教育訓練給付金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出すること。 イ 都道府県等は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならぬ。 都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならぬ。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知すること。 (2) 支給申請の期限 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。 (3) 支給申請書の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。</p>

改正後	現 行
	<p>ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し</p> <p>イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ得る書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>ウ 受講対象講座指定通知書</p> <p>エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書。</p> <p>オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書。</p> <p>カ 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」</p> <p>(4) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項</p> <p>受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できないうちに真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要綱8に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。</p> <p>10 周知・広報等 (略)</p> <p>(1) 都道府県等においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。</p> <p>(2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供すること。</p> <p>11 国の補助 (略)</p> <p>国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。</p> <p>12 経過措置 (略)</p> <p>平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にかかじめ、</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="438 1137 470 1227">(別添2)</p> <p data-bbox="475 1411 507 1825">高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p data-bbox="550 2016 614 2105">1 目的 (略)</p> <p data-bbox="949 1926 1013 2105">2 給付金の種類 (略)</p> <p data-bbox="1316 1971 1380 2105">3 実施主体 (略)</p>	<p data-bbox="438 123 470 212">(別添2)</p> <p data-bbox="475 392 507 806">高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p data-bbox="550 996 582 1086">1 目的</p> <p data-bbox="587 100 917 1086">就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があり、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。</p> <p data-bbox="949 907 981 1086">2 給付金の種類</p> <p data-bbox="986 694 1018 1052">給付金の種類は次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1023 100 1173 1064">(1) 高等職業訓練促進給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。)</p> <p data-bbox="1177 100 1284 1064">(2) 高等職業訓練修了支援給付金(法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。)</p> <p data-bbox="1316 952 1348 1086">3 実施主体</p> <p data-bbox="1353 123 1428 1086">実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下「都道府県等」という。)とする。</p>

改正後	現行
<p>4 対象者 (略)</p> <p>5 対象資格 (略)</p> <p>6 支給期間等 (1) 訓練促進給付金 ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成27年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成28年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）を超えない期間としても差し支えない。） イ 平成30年4月1日より、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を越えない範囲で支給するものとする。</p>	<p>4 対象者 訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、二十歳に満たないものをいう。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。 (2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。</p> <p>5 対象資格 (1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。 (2) 対象資格の例 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等</p> <p>6 支給期間等 (1) 訓練促進給付金 ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成27年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成28年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）を超えない期間としても差し支えない。）</p>

改正後	現 行
<p>立 訓練促進進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>(2) 修了支援給付金 修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。</p> <p>なお、訓練促進進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。</p> <p>7 支給額等 (1) 訓練促進進給付金 ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 修了支援給付金 ア 略</p> <p>イ 略</p>	<p>立 訓練促進進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>(2) 修了支援給付金 修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。</p> <p>7 支給額等 (1) 訓練促進進給付金 ア 訓練促進進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 (イ) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円） (イ) (イ)に掲げる者以外の者 月額7万5百円</p> <p>イ 訓練促進進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。</p> <p>(2) 修了支援給付金 ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 (イ) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円 (イ) (イ)に掲げる者以外の者 2万5千円</p> <p>イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。</p>

改正後	現 行
<p>8 事前相談の実施 (1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 准看護師の資格を取得するため、養成機関での修業を希望する者には、平成30年4月1日より、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、<u>通算36月を越えない範囲で当該給付金の支給が可能である旨の説明を事前相談において行うこと。</u></p> <p>9 給付金の支給等 (略)</p>	<p>8 事前相談の実施 (1) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。 (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。 (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、ブライバシーに配慮すること。 (4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること、また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。</p> <p>9 給付金の支給等 (1) 支給の申請 ア 給付金の支給を受けようとする対象者は、都道府県等の長に対して、「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」(別紙参考様式参照。以下「支給申請書」という。)を提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。 イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。 (7) 訓練促進給付金 a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶</p>

改正後	現 行
	<p>養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>c 7 (1)ア(7)に掲げる者については、当該対象者及び当該対象者と同じの世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7 (1)ア(7)に掲げる者に該当することを証明する書類</p> <p>d 入校（入所） 証明書等</p> <p>支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類</p> <p>(4) 修了支援給付金</p> <p>a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）</p> <p>b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができ書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）</p> <p>c 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）</p> <p>d 7 (2)ア(7)に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同じの世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7 (2)ア(7)に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）</p> <p>e 当該カリキュラムの修了証明書の写し</p> <p>ウ 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内になければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。</p> <p>(2) 支給の決定</p> <p>都道府県等は、支給申請があつた場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して通知しなければならない。</p> <p>(3) 支給決定の審査のための委員会の設置</p> <p>支給決定の審査にあつては、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成</p>

改正後	現 行
<p>10 修業期間中の受給者の状況の確認等 (略)</p> <p>11 支給決定の取消 (略)</p> <p>12 関係機関等との連携等 (略)</p> <p>13 国の補助</p>	<p>する判定委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮し判定すること。</p> <p>10 修業期間中の受給者の状況の確認等 (1) 修業期間中の在籍状況の確認等 ア 都道府県等は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めること。</p> <p>イ 都道府県等は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができること。</p> <p>(2) 受給資格喪失の届出等 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、当該都道府県等に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、都道府県等に届出なければならない。このため、都道府県等は、事前相談や支給決定通知に際しては、その旨周知すること。</p> <p>11 支給決定の取消 都道府県等の長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならない。また、遅滞なく、その旨、当該対象者に通知しなければならない。</p> <p>12 関係機関等との連携等 資格取得養成機関、就業関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。また、制度について広報等を活用して周知を図ること。 また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を平成27年度に創設し、実施主体を都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体としているところであるが、当該貸付事業については高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としているので、貸付事業の実施主体や都道府県又は指定都市と連携して、ひとり親家庭が就業を継続できるよう支援を行うこと。</p>

改正後	現 行
<p>(略)</p>	<p>13 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。</p>

図 別紙参考様式1

(略)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

平成 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名 (印)

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	昭和・平成 年
	個人番号	生年月日 月 日生 (歳)
②住 所	(〒 -) 電話 ()	
③教育訓練施設の名称		
④教育訓練講座の名称		
⑤教育訓練の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (受 講 開 始 日)	
⑥所要費用 (予定)	入学料	円 合計額 円
⑦公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格がある・ない。	
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない。	
⑨児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印	

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料 (希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額 (限度、20万円) です。
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用 (予定) については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正後

現 行

別添参考様式2

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()	-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学科	円、受講料	円 合計額
※			

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

平成 年 月 日

都道府県等の長 (印)

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)
- 支給の対象となるのは、入学科及び受講料の合計額の6割相当額(限度、20万円)です。
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

別紙参考様式3

(略)

自立支援教育訓練給付金支給申請書

平成 年 月 日

都道府県等の長 殿

申 請 者 の 氏 名



自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

① 氏 名 (個人番号)	フリガナ	昭和・平成 年
	個人番号	生年月日 月 日生 (歳)
② 住 所	(〒 -) 電話 ()	
③ 教育訓練施設の名称		
④ 教育訓練講座の名称		
⑤ 教育訓練の期間 (受 講 開 始 日)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
⑥ 所要費用	入学科 円、受講料 円	合計額 円
⑦ 雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額	円	
⑧ 希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・その他
	支店名	口座番号
	口座名義 (フリガナ)	
⑨ 児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印	

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 2 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。

(略)

別紙参考様式

高等職業訓練促進給付金等支給申請書

平成 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名 (印)

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※ いずれかにを付けること。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	昭和・平成 年 月 日生 (歳)
	個人番号	生年月日
②住所	(〒 -)	電話 ()
③過去の受給の有無	過去に (高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金) を受けたことが (ある・ない)	
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について		
⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名	電話 ()
	住 所	
	修業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 養成区分 昼間・夜間
⑥希望する支払金融機関	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()
	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他
	支店名	口座番号
⑦児童扶養手当の受給の証明 (備考)	口座名義 (フリガナ)	
	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印	

(注意)

- ④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金 欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要があります。
- ⑦児童扶養手当の受給の証明 欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要があります。

(略)

⑤申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について			
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 月 日生 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -) 続柄		
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 月 日生 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -) 続柄		
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 月 日生 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -) 続柄		
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 月 日生 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -) 続柄		
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成 月 日生 (歳)
	個人番号		
住所	(〒 -) 続柄		
住所	(備考)		

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について</p> <p>標記については、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、この運営にあたっては、次の事項に留意のうえ、所期の目的達成のため遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p>1 貸付事業の実施主体について (略)</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)</p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について</p> <p>標記については、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、この運営にあたっては、次の事項に留意のうえ、所期の目的達成のため遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p>1 貸付事業の実施主体について ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業（以下「貸付事業」という。）の実施主体は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」（平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号）別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第2に規定されているところであるが、次の（1）又は（2）に留意の上、取り扱われたいこと。 (1) 実施主体に係る留意点 都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が適当と認める団体が実施主体となる場合は、要綱第2の（2）の規定のとおり、都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）が訓練促進資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限られるものであること。 また、都道府県等が適当と認める団体の選定に当たっては、他の貸付事業と併せて実施することが効果的である場合も考えられるので、このような点についても考慮されたい。 なお、要綱第2の（2）に規定する一般社団法人又は一般財団法人については、貸金業</p>

改正後	現 行
<p>2 貸付対象者について</p> <p>(1) 貸付対象者は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、原則として当該都道府県等に住民登録をしている者であつて、養成機関修了後当該都道府県等の区域において要綱第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。</p> <p>なお、都道府県等の判断により、貸付対象とする者が業務に従事する区域を当該都道府県等の区域に限定しないこととしても差し支えない。</p> <p>(2) 平成30年4月1日より、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、<u>准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合におけるひとり親家庭高等職業訓練促進資金の取扱い</u>以下のとおりとする。</p> <p>① <u>入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸し付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸し付けを行わないこと。</u></p> <p>② <u>就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸し付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸し付けを行うこと。</u></p> <p>③ <u>看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従</u></p>	<p>法（昭和58年法律32号）第3条に規定する登録を受けなければならないこととなるので留意されたいこと。</p> <p>(2) 都道府県等の役割</p> <p>要綱第2の(2)に規定する「都道府県知事等が訓練促進資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合」とは、次の①から④までに掲げる内容をいうものであること。</p> <p>① 貸付事業の実施に当たつて、都道府県等が適当と認める団体に対して、貸付計画書（少なくとも貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等を盛り込むものとする。）を策定させ、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合を含む。）の内容について承認すること。</p> <p>② 都道府県等が適当と認める団体が債権管理を適切に行うことができるものとして定められた要綱第9に規定する訓練促進資金の返還期間、返還額及びお返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）について承認すること。</p> <p>③ 都道府県等が適当と認める団体が要綱第11に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、その妥当性について承認すること。</p> <p>④ その他貸付事業の実施に当たつて都道府県等が適当と認める団体に対する必要な指導・助言を行うこと。</p> <p>2 貸付対象者について</p> <p>貸付対象者は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、原則として当該都道府県等に住民登録をしている者であつて、養成機関修了後当該都道府県等の区域において要綱第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。</p> <p>なお、都道府県等の判断により、貸付対象とする者が業務に従事する区域を当該都道府県等の区域に限定しないこととしても差し支えない。</p>

改正後	現 行
<p>事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されること。</p> <p>3 貸付金の限度について (略)</p> <p>4 貸付金の交付方法について (略)</p> <p>5 貸付契約の解除について (略)</p> <p>6 返還の債務の当然免除について (略)</p>	<p>3 貸付金の限度について 訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものである。貸付金については、要綱第4の2に定める金額の範囲内であれば入学金等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。</p> <p>4 貸付金の交付方法について 貸付金の交付は、一括で行うものとする。</p> <p>5 貸付契約の解除について 要綱第7の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つたとき」は、次の各号の1に該当する場合をいう。 (1) 退学したとき。 (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。 (3) 死亡したとき。 (4) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。</p> <p>6 返還の債務の当然免除について (1) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかつた場合又は国家試験に合格できなかつた場合であつて、都道府県知事、指定都市市長、又は都道府県等が適当と認める団体（以下「都道府県知事等」という。）が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えて差し支えないこと。 (2) 要綱第8の1、第9及び第10の1の(2)に規定する「他種の養成機関等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。 (3) 要綱第8の1、第9及び第10の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第8の1に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。</p>

改正後	現 行
<p>7 返還の債務の裁量免除について (略)</p>	<p>7 返還の債務の裁量免除について (1) 要綱第11の1及び2に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。 また、要綱第11の3に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第8の1に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用すべきものであること。この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。 (2) 裁量免除の額は、要綱第8の1に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。</p>
<p>8 国庫補助対象事業について (略)</p>	<p>8 国庫補助対象事業について (1) 都道府県等が実施主体である場合 この貸付事業のための国庫補助は、都道府県等がこの貸付金及び貸付事務費又は委託費を対象として措置するものとする。 (2) 都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合 この貸付事業のための国庫補助は、都道府県等が適当と認める団体がこの貸付事業の実施に必要な貸付金及び貸付事務費を対象として措置するものとする。 なお、貸付事務費は毎年度720万円までの範囲で使用することとする。また、この貸付事業を都道府県と当該都道府県の区域内にある指定都市が同一の団体を都道府県等が適当と認める団体とした場合であっても、都道府県等が適当と認める団体が使用できる貸付事務費は、上記の範囲内であること。</p>
<p>9 会計経理について (略)</p>	<p>9 会計経理について (1) 都道府県等が実施主体である場合 この貸付事業のために、特別会計を設定することは義務づけられていないが、事業の性格に鑑み、当該国庫補助対象事業の会計経理を明確にすること。特に、国庫補助を受けない都道府県負担の事業を併せ実施する場合は、明瞭に区分しておくこと。 (2) 都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合 都道府県等が適当と認める団体においては、特別会計を設定してこの貸付事業の会計経理</p>

改正後	現 行
<p>10 事業の廃止について (略)</p>	<p>を明確にすること。 また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、都道府県知事又は指定都市市長に報告しなければならないものであること。</p> <p>10 事業の廃止について 本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると国及び都道府県等が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。なお、この場合における精算に当たっては、要綱第14の3の規定に基づき行うこと。</p>

子発※※※第※※号
平成※※年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

若年被害女性等支援モデル事業の実施について (案)

様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う仕組みを構築するため、今般、別紙のとおり「若年被害女性等支援モデル事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、都道府県知事におかれては婦人相談所等の関係機関及び管内市区町村に対して、指定都市市長及び中核市市長におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

若年被害女性等支援モデル事業実施要綱

1 目的

若年被害女性等支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、様々な困難を抱えた若年女性について、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、実施主体は事業の全部又は一部について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。）に委託することができる。

3 対象者

本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年被害女性等」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

都道府県等は、以下の（1）の①及び（2）の事業を行うことを必須とし、（1）の②、（3）及び（4）の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。

なお、（1）から（4）の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに通告するものとする。

（1）アウトリーチ支援

都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

① 夜間見回り等

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街

などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年被害女性等や居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、夜間見回りや面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、原則として、夜間見回り先や面談実施場所等の市区町村が実施機関として福祉サービスの調整を行う。

(2) 関係機関連携会議の設置

都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。なお、会議は原則として月1回程度開催することが望ましい。

(3) 居場所の提供に関する支援

都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。

② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による見守り体制を確保すること。

なお、都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできることとする。

③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用につ

いては、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備しなければならない。

④ 留意事項

ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、原則として、居場所がある所在地の市区町村が実施機関として福祉サービスの調整を行うこと。

ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳等）を利用している者を居場所で支援した場合は、居場所がある所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村は既福祉サービス提供市区町村と調整等を行い、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

エ 居場所で長期に支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者とは話し合うなどして、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は計画策定への助言や策定会議への出席等により、情報を共有するとともに計画の内容を確認すること。

(4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画に基づき自立に向けた以下の支援を実施する。

- ① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ③ 生活資金（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ④ その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

5 留意事項

都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において定めること。

なお、関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援開始時点等に利用者から同意を得ておくこと。

6 事業計画書の提出

都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について国の補助を受けようとする時は、別紙様式1により協議し、承認を受けるものとする。

7 実施状況報告書の提出

都道府県等は、本事業の実施状況について、別紙様式2により翌年度4月末日までに提出すること。

8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式1)

(西暦) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

印

〇〇年度 若年被害女性等支援モデル事業に関する事業計画書

1. 事業の実施時期

2. 事業委託先(予定)の概要

- ・団体名、代表者名
- ・住所、連絡先
- ・活動実績

3. 年間の支援対象見込み数

- ・アウトリーチ支援 人
- ・居場所の提供支援 人
- ・自立支援 人

※予定する活動エリアでの現状や民間団体など実績等を参考に記載して下さい。

4. 事業計画の内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の方法(支援方法、活動エリア、回数、支援員の数等)

②相談及び面談の方法(相談の受付方法、面談の方法、対象者の見込み人数等)

(2) 関係機関連携会議の設置

①参画を見込んでいる関係機関

②連携会議での取組(計画)内容(実施予定回数についても記載)

(3) 居場所の提供に関する支援

①居場所の状況（場所、建物の形状等）

②支援方法

③職員の配置状況

(4) 自立支援

①支援方法（居住の確保の方法、就労支援の方法等）

②関係機関との連絡・調整方法（地域との関わり方なども見込まれる場合は記載）

5. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

(別紙様式2)

(西暦) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

印

〇〇年度 若年被害女性等支援モデル事業に関する実施状況報告

1. 事業委託先

- ・団体名、代表者名

2. 事業実績内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の実施状況 (支援回数、支援対象者数、活動状況を具体的に記載)

②相談及び面談の実施状況 (活動状況を具体的に記載)

<相談件数> (延べ件数) ※事業開始から年度末までの件数

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談件数							

<年齢別相談件数> (延べ件数) ※事業開始から年度末までの件数

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
相談件数							

②関係機関との連携状況 (公的機関へつないだ件数等も記載)

(2) 関係機関連携会議の設置

①参画した関係機関

②実施状況 (回数含む)

(3) 居場所の提供に関する支援

①宿泊を伴う保護人数

- ・短期： 人
- ・長期 (2週間以上)： 人

<年齢別保護人数>

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	計
保護人数 (短期)						
保護人数 (長期)						

<保護した女性の主訴>

主訴 (人数)	虐待	性暴力	AV出演強要	JKビジネス
主訴 (人数)	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ
主訴 (人数)	貧困	デートDV	妊娠	その他

②関係機関との連携状況

③未成年者への対応状況

(4) 自立支援

①支援状況 (具体的に記載)

②関係機関との連携状況 (公的機関へつないだ件数等も記載)

3. 事業実績額 (対象経費の具体的な支出内訳 (人件費、事務費等) を記載)

子発※※※第※※号
平成※※年※月※日

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて（案）

児童虐待・DV対策等総合支援事業の婦人相談員活動強化事業における婦人相談員手当の国庫補助については、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号）により行われているところであるが、同通知別表に定める婦人相談員手当の国庫補助基準額の「一定の研修を修了した者」（以下「研修受講者」という。）については、平成30年4月1日から次のとおり取り扱うこととしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

1 研修受講者について

(1) 対象となる研修受講者については、以下の①又は②のいずれかに該当する研修を受講した者とする。

- ① 国が実施する「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」
- ② 地方自治体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修

(2) 地方自治体又は関係団体が実施する研修については、以下に例示する研修内容（カリキュラム）等を参考に、婦人相談員の質の向上を図る目的で行われる研修であって婦人相談員を委嘱する都道府県又は市が認めた研修とする。

- ① 法制度・施策の理解について
婦人保護事業に関連する法制度の改正状況や課題の把握、関連施策の状況等
- ② 相談対応、支援技術・支援実務の習得について
困難性の高い相談に対する相談対応技術や二次的被害の防止、事例検討等
- ③ 関係機関との連携について
支援に必要な社会資源の把握や関係機関とのネットワークの構築等

2 留意事項

- (1) 平成29年度末までに1の①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修受講者として取り扱うことができる。
- (2) 平成30年度以降に1の①又は②の研修を受講した場合は、研修修了日の属する月の翌月（この日が月の初日であるときは、その日の属する月）から適用する。

子発※※※第※※号
平成※※年※月※日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の実施について（案）

婦人相談所一時保護所に入所した被害者に対する適切な支援体制を確保するため、別紙のとおり「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱

1 目的

婦人相談所一時保護所には、様々な困難を抱える被害者が入所しており、入所者の中には、配偶者からの暴力や性暴力等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、個々のケースに応じたきめ細かな支援の強化を図るため、婦人相談所一時保護所に個別対応を行う職員（以下「個別対応職員」という。）を配置し、入所者に対する適切な支援体制を確保することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県、婦人相談所を設置する指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 対象施設

個別対応職員を配置する施設は、婦人相談所一時保護所とする。

4 個別対応する職員の要件

個別対応職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- (1) 婦人保護事業、社会福祉事業に従事した経験のある者
- (2) 社会的信望、婦人保護事業に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者

5 個別対応職員の業務内容

- (1) 特に個別の対応が必要とされる入所者への個別面接
- (2) 当該入所者への生活場面での1対1の対応
- (3) 地域で自立するための公的機関等への同行支援
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) その他

5 運営上の留意点

- (1) 婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日厚生省発社第35号）に定める職員配置を満たしており、婦人保護費国庫負担金の対象となる職員として国庫負担金の交付を既に受けている職員とは別に個別対応職員を1名配置すること。

- (2) 入所者との信頼関係の構築に努めること。
- (3) 効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

6 経費

個別対応職員の配置に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

子発※※※第※※号
平成※※年※月※日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

個別対応職員の配置について（案）

婦人保護施設に入所した被害者に対する適切な支援体制を確保するため、個別対応を行う職員の配置について次のとおり実施方法を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

1 目的

婦人保護施設には、様々な困難を抱える被害者が入所しており、入所者の中には、配偶者からの暴力や性暴力等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、個々のケースに応じたきめ細かな支援の強化を図るため、婦人保護施設に個別対応を行う職員（以下「個別対応職員」という。）を配置し、入所者に対する適切な支援体制を確保することを目的とする。

2 対象施設

婦人保護施設において、個別対応職員を配置しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施に係る指定の申請を行い、都道府県知事の指定を受けることとする。

なお、当該施設は、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」（平成14年3月27日厚生労働省令49号）（以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ法人及び施設の運営が適正に行われていること。

3 個別対応職員の要件

個別対応職員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

- (1) 婦人保護事業、社会福祉事業に従事した経験のある者
- (2) 社会的信望、婦人保護事業に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者

4 個別対応職員の業務内容

- (1) 特に個別の対応が必要とされる入所者への個別面接
- (2) 当該入所者への生活場面での1対1の対応
- (3) 地域で自立するための公的機関等への同行支援
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) その他

5 運営上の留意点

- (1) 最低基準の職員配置を満たしており、婦人保護事業費国庫補助金の対象となる職員として国庫補助金の交付を既に受けている職員とは別に個別対応職員を1名配置すること。
- (2) 入所者との信頼関係の構築に努めること。
- (3) 効果的な支援の実施のため、個人情報 of 適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。

6 経費

個別対応職員の配置に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省初雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。